

第1回京都府総合教育会議

平成27年5月19日(火)13時～14時

京都府公館レセプションホール

次 第

1 開 会

- 知事あいさつ
- 教育委員長あいさつ

2 会議の運営について

- 会議の法的根拠
- 運営要綱・傍聴要領(案)

資料1

資料2

3 教育施策について

- 現状と課題について
- 意見交換

資料3

総合教育会議の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4

	概 要
設置	首長が設置(第1項)
協議調整事項	○大綱の策定に関する協議(第1項) ○教育条件整備、重点施策、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整(第1項) ○構成者はその協議結果を尊重すること(第8項)
構成	首長(設置者)及び教育委員会(第2項) (必要に応じて関係者・外部有識者から意見聴取も可能(第5項))
招集	首長が招集(第3項)(教育委員会から招集を求めることも可能(第4項))
公開	原則公開だが個人の秘密保持又は会議の公正が害されるおそれがある場合は非公開も可能(第6項) 会議録作成・公表の努力義務あり(第7項)
運営	運営については総合教育会議で定める(第9項)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると認るときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

京都府総合教育会議
平成 27 年 月 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 7 項の規定による京都府総合教育会議（以下「会議」という。）の会議録に関し必要な事項及び同条第 9 項の規定による会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集等）

第 2 条 知事は、会議を招集しようとするときは、日時、場所及び議題を、あらかじめ教育委員会に通知する。

2 会議は、知事、教育長及び教育委員会の委員の過半数が出席して開くものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、公開する。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定に該当する場合には、知事は、教育委員会と協議して非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、知事が教育委員会と協議して別に定める。

（非公開とする議題についての指針）

第 4 条 前条第 1 項の規定により非公開とすることができる議題は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) いじめ、自殺その他の児童生徒に関する議題であって、公にすることにより、児童生徒の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号）第 6 条各号のいずれかに該当する情報を含むもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、個人の秘密を保つため必要があると認めるもの、又は会議の公正が害されるおそれがあることと認めるものその他公益上必要があると認めるものとして、知事が教育委員会と協議して別に定めたもの

（会議録）

第 5 条 会議録には、日時、場所、出席者及び審議内容を記載しなければならない。

2 会議録は、第 3 条第 1 項の規定により非公開とされた議題を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（庶務）

第 6 条 この会議の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が教育委員会と協議して別に定める。

京都府総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、京都府総合教育会議運営要綱（平成27年 月 日制定）第3条第2項の規定により、京都府総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（定員）

第2条 傍聴人の定員は原則10名とし、記者席は別に設けるものとする。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻の30分前から15分前までの間に、会場受付で申し出るものとする。

- 2 傍聴希望者が定員を超える場合には、くじにより傍聴人を決定する。
- 3 傍聴人は、会議の開会予定時刻までに、職員の指示に従って会場に入室し、所定の席に着く。

（傍聴人の遵守事項）

第4条 傍聴人は、会議を傍聴する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 会場において、騒ぎ立てる等会議の妨害をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第5条 傍聴人は、会場において、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に知事の許可を得た場合は、この限りでない。

（会議の秩序の維持）

第6条 知事は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は職員に指示させることができる。

- 2 知事は、前項の指示をし、又は職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

教育に関する現状と課題

京都府教育委員会

京都府教育振興プラン 体系図

2つの柱

重点目標

主要な施策の方向性

京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進

京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり

1 質の高い学力をはぐくむ

- (1) 基礎・基本の定着
- (2) 活用する力の育成
- (3) 学習意欲の向上

2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

- (4) 人を思いやり、尊重する心の育成
- (5) 豊かな感性、情緒の育成
- (6) 規範意識やコミュニケーション能力等を高めることによる社会性の育成
- (7) 京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成

3 たくましく健やかな身体をはぐくむ

- (8) 体力の向上
- (9) 健やかな身体の育成

4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす

- (10) 魅力ある学校づくりの推進
- (11) 人権教育の推進
- (12) 特別支援教育の推進
- (13) 幼児教育の推進
- (14) キャリア教育の推進
- (15) 読書活動の推進

5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- (16) 環境教育の推進
- (17) 情報教育の推進
- (18) 国際理解教育の推進
- (19) 世界に発信し行動できる人材の育成
- (20) 公共の精神やリーダーシップをはぐくむ教育の推進

6 学校の教育力の向上を図る

- (21) きめ細かな指導体制の充実
- (22) 生徒指導の充実
- (23) 教員が子どもに向き合える環境づくり
- (24) 教員の資質・能力の向上
- (25) 校種間連携の充実
- (26) 家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくり

7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- (27) 学校危機管理・安全対策の充実
- (28) 学校施設整備の充実
- (29) 質の高い教育環境づくり
- (30) 子どもの就・修学支援の充実

8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

- (31) 親のための学習活動支援の充実
- (32) 家庭教育に関するサポート体制の充実

9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

- (33) 地域社会の力を活かした活動の充実
- (34) 地域社会による学校支援活動の充実
- (35) 子どもの健全育成のための環境づくり

10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

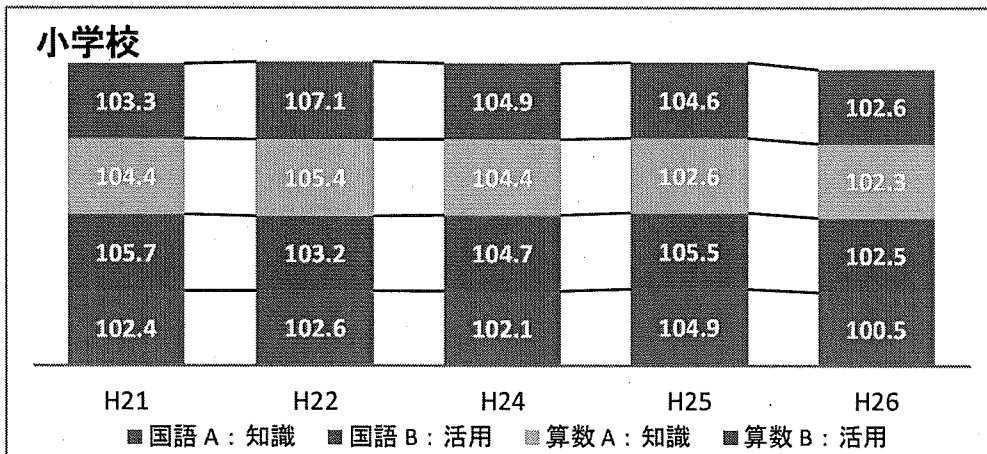
- (36) 京都の力を活かした生涯学習環境の充実
- (37) 生涯スポーツ環境の充実
- (38) 生涯学習施設との連携及び指導者の養成

教育に関する現状と課題

1 学力向上対策

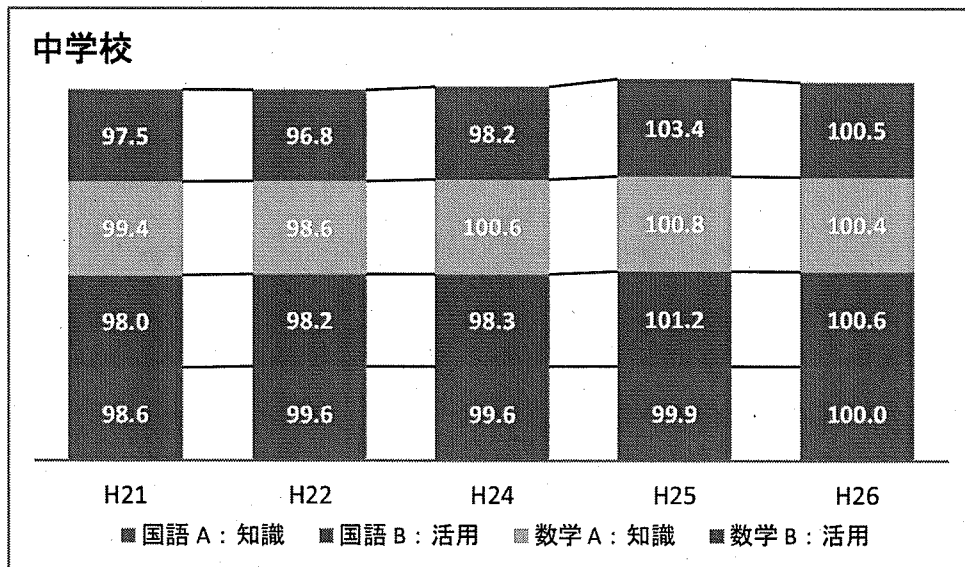
重点目標：質の高い学力をはくぐむ
施策の方向性：基礎・基本の定着

【全国学力・学習状況調査の状況】
 (全国の平均正答数を100として標準化した数値)



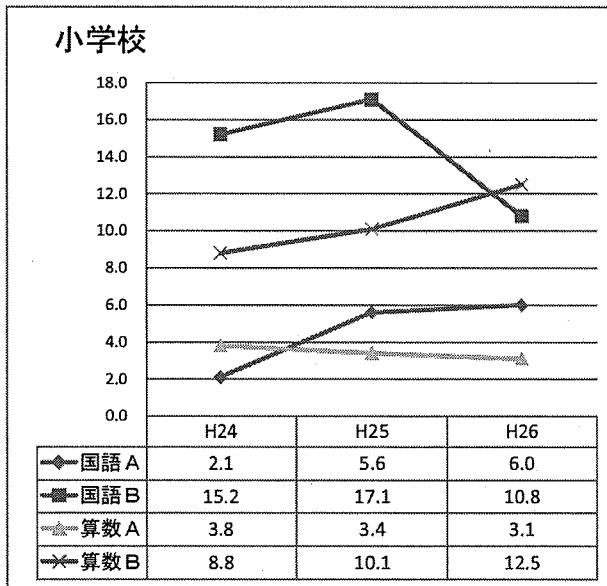
※A問題：主として知識に関する問題、B問題：主として活用に関する問題

- ・全ての科目で全国平均を上回っている。
- ・H26の国語Aは、昨年度と比べると、4.4ポイント下回っている。

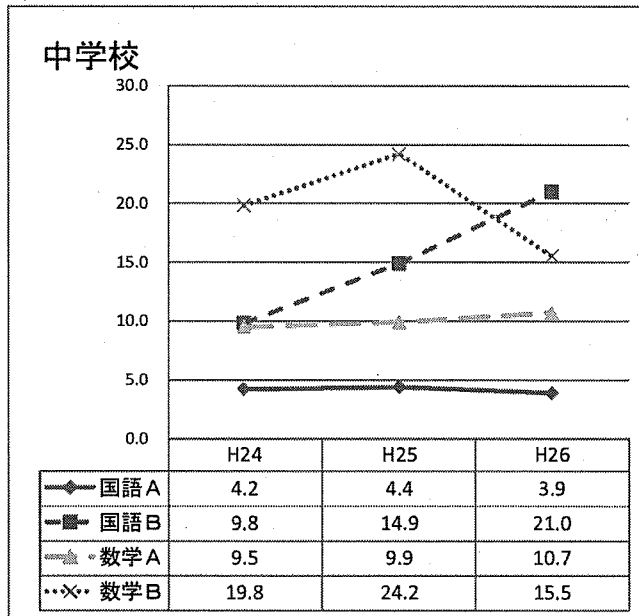


- ・H25から全国平均を若干上回っており、H24以前よりも改善している。

【全国学力・学習状況調査の状況】
 (正答数が全国平均の半分以下の児童生徒の割合)



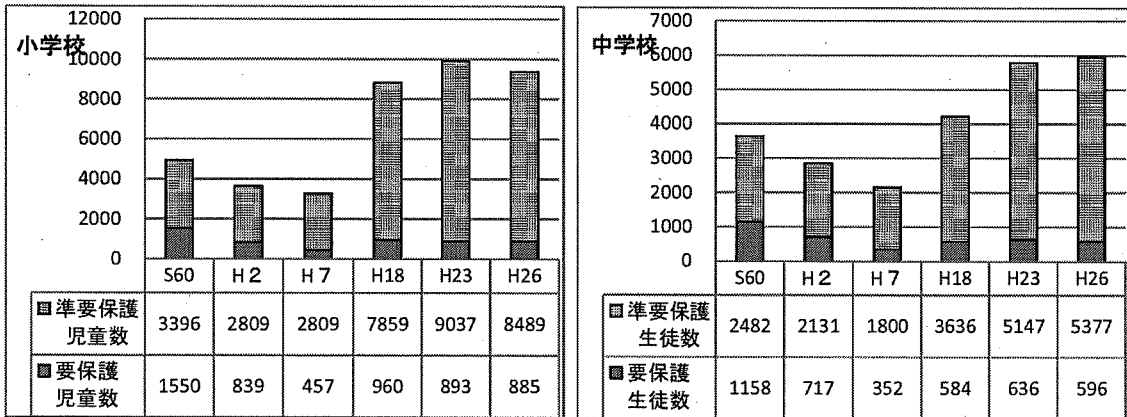
- ・ A問題では国語、算数ともに5%前後、B問題では11%前後の児童が存在している。



- ・ A問題では国語、数学ともに7%前後、B問題では18%前後の生徒が存在している。

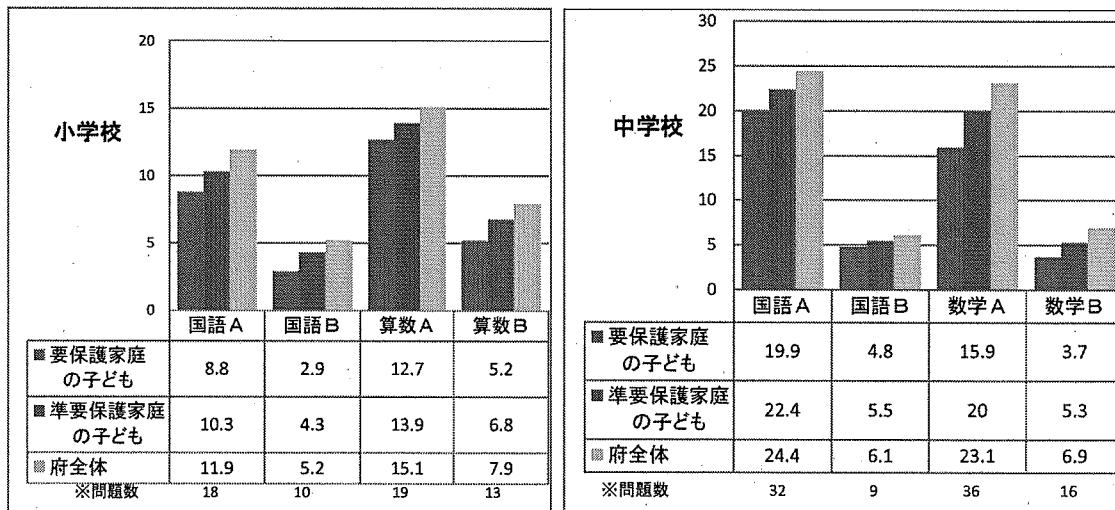
- 全体的には全国平均を上回る学力水準は維持しているが、基礎・基本の更なる徹底が必要。また、中学校入学後の学力の定着に課題があり、各種の施策の充実に加え、学校全体で学力向上に取り組む必要
- 学力の底上げを図るため、下位層の子どもへの基礎的・基本的な内容の定着を図る継続した取組が必要

【要保護、準要保護世帯の児童生徒数の推移（府内公立学校（京都市除く））】



・要保護・準要保護児童生徒数は、H7以降増加を続け、約3倍となった。

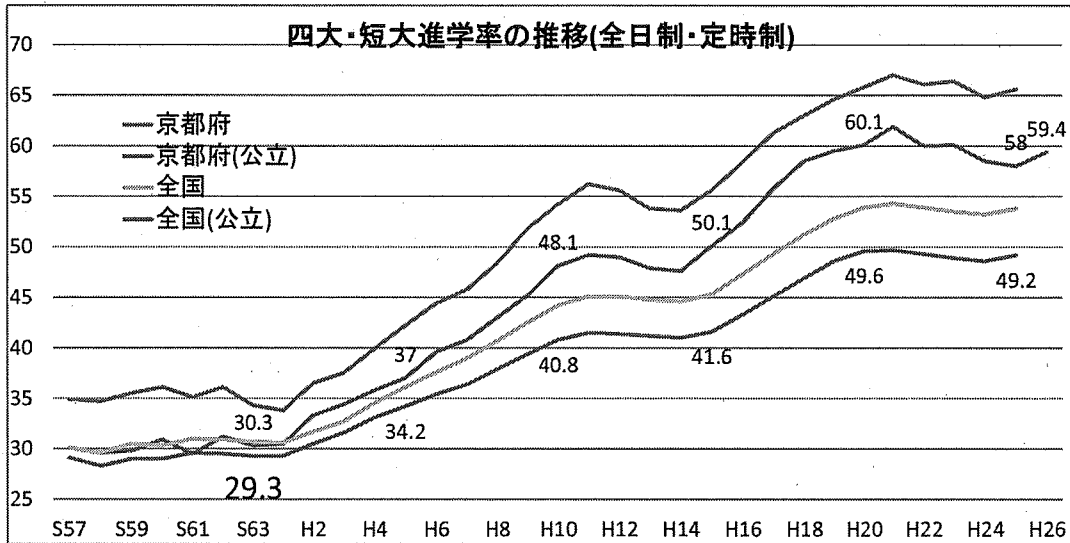
【全国学力・学習状況調査の状況（府内公立学校（京都市除く））
（家庭の経済状況別平均正答数（H25調査））】



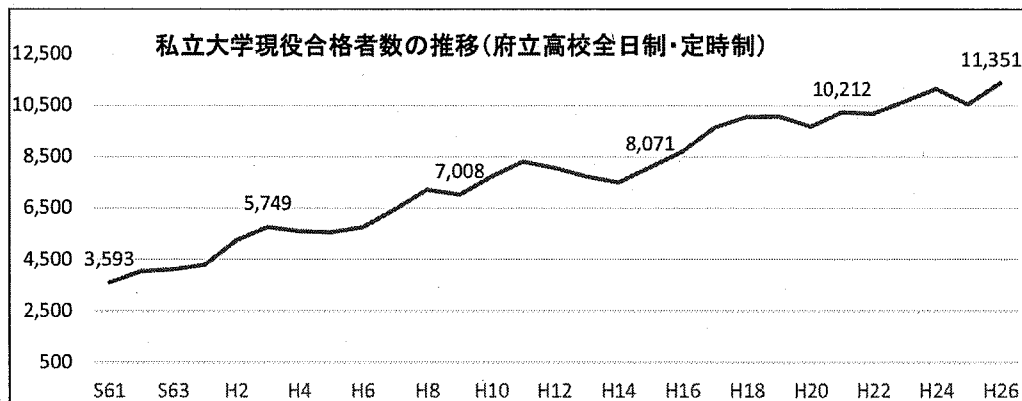
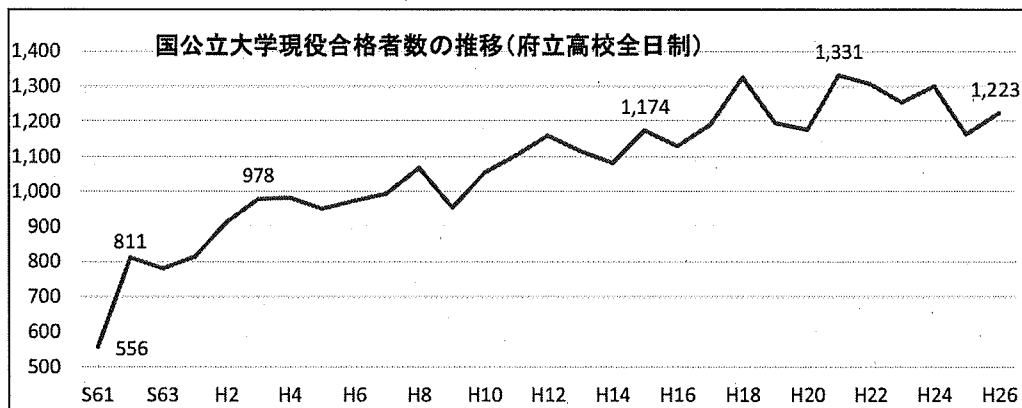
・小学生、中学生のいずれも家庭の経済状況の困難さが増すほど、全ての科目で平均正答数が減少している。

- 家庭の経済状況が学力に影響していると考えられることから、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、学力の充実と進路保障を目指す取組が必要
- そのためにも、生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るきめ細やかな支援が必要

【大学進学率等の推移】



・ H元以降、大学定員増及び18歳人口減により進学率は上昇している。
 また、類・類型制度導入(S60)以降、全国平均を上回っている。



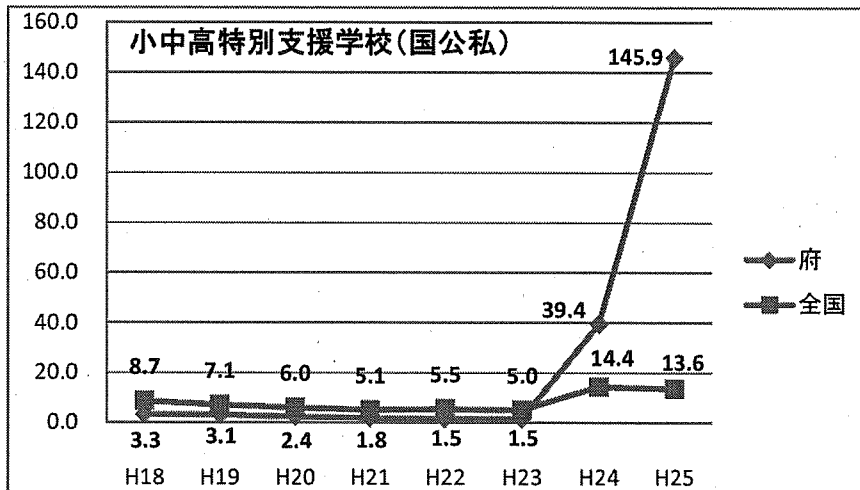
・ 合格者数はS61と比べ、国公立は2.2倍、私立は3.2倍に増加している。
 ・ 類・類型制度初年度卒業生(S62)は、国公立で大きく増加している。

- 生徒の希望進路実現のため、今後も高校教育制度改革が必要
- 生涯にわたり、どのように学び、働くのかを考えさせるキャリア教育が重要

2 いじめ・不登校対策等

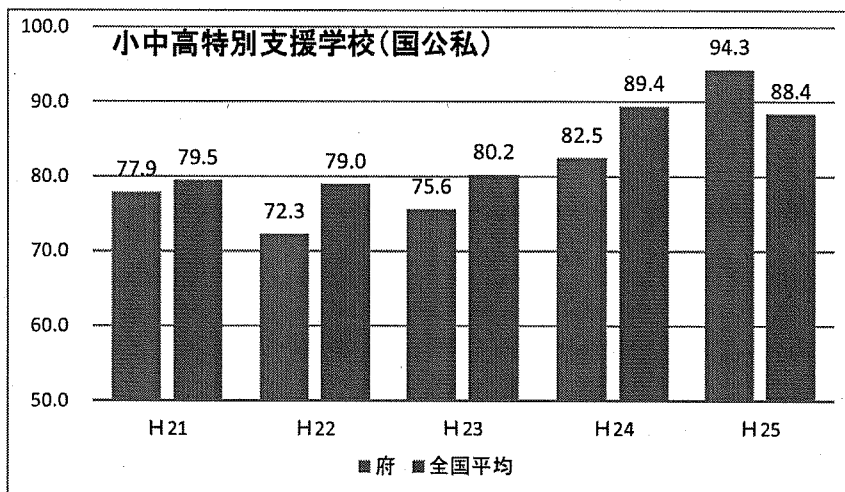
重点目標：学校の教育力の向上を図る
施策の方向性：生徒指導の充実

【いじめの認知件数の推移（千人当たり）】



- ・府内公立学校（京都市立学校除く。）では、いじめの早期発見・早期対応を目的として、H25からアンケート調査及び聞き取り調査を学期ごとに実施しており、全国平均の数値を大きく上回っている。

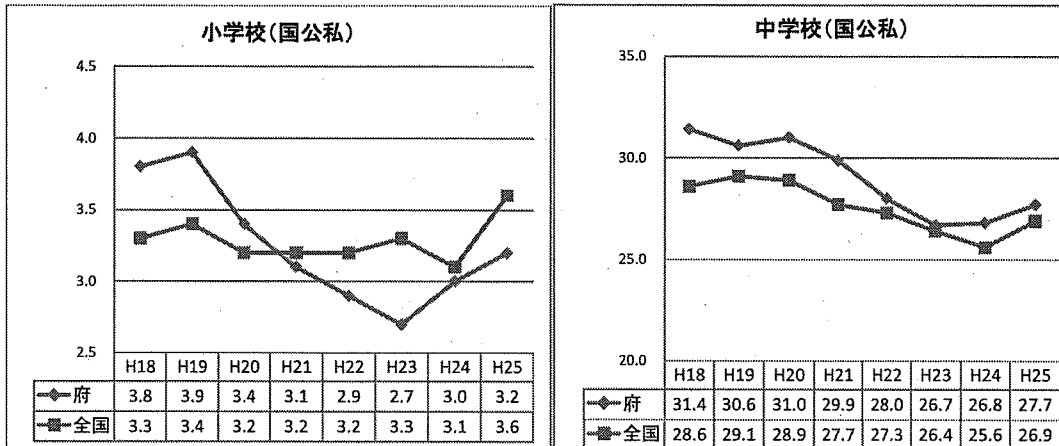
【いじめの年度内の解消率】



- ・年々上昇し、H25は全国平均を上回った。

- 今後も早期の発見、対応により、いじめの早期解決を目指す必要
- いじめの件数が多いなど課題が大きい学校には、未然防止、早期解消のための支援チームを派遣し、重点的に取り組むことが重要

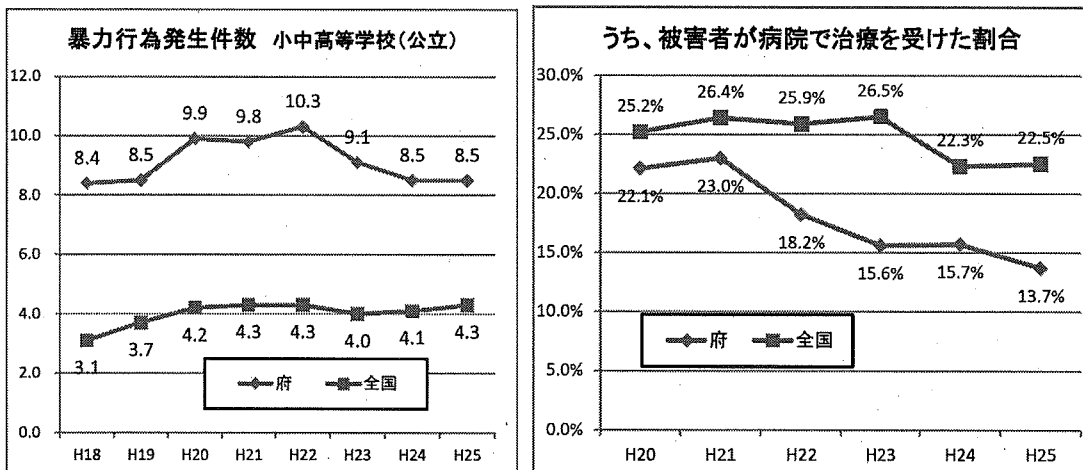
【不登校児童生徒数の推移（千人当たり）】



- ・小・中学校ともH18と比較すると減少しているが、ここ数年増加に転じている。
- ・中学校は小学校の8倍以上あり、全国平均と比較しても多くなっている。

- 教育相談機能の充実やフリースクールなど様々な機関との連携した取組が重要
- 家庭環境が困難な子どもについては、課題を抱える子どもや家庭への福祉関係機関等と連携した支援が必要

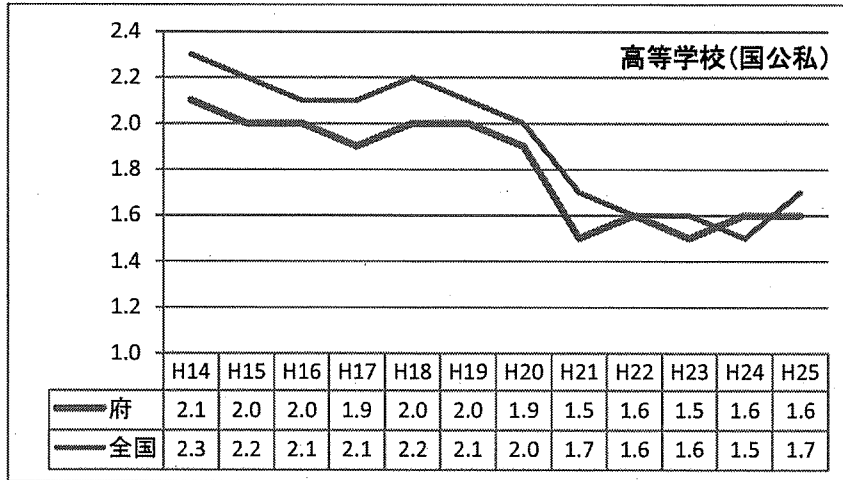
【暴力行為の発生件数の推移（千人当たり）】



- ・暴力行為発生件数は、軽微な事象も調査対象に含めているため、全国平均に比べて高い水準で推移しているが、H23から減少している。
- ・被害者が病院で治療を受けた割合は全国平均に比べて低位であり、H23から減少している。

- 暴力事象の減少のためにも、法やルールを守ることが大切であるという「規範意識」を高め主体的に行動できるようにする取組が重要
- 家庭環境が困難な子どもについては、課題を抱える子どもや家庭への福祉関係機関等と連携した支援が必要

【高校生の中途退学率の推移】



・概ね全国平均よりも低く、また、年々減少傾向にある。

- 生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路等の実態を踏まえた、多様で柔軟な教育を更に進める必要
- 生徒の状況を的確に把握するとともに、教育相談の充実や保護者との密接な連携を図る必要

3 グローバル人材の育成

重点目標：規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ
施策の方向性：京都の伝統や文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成

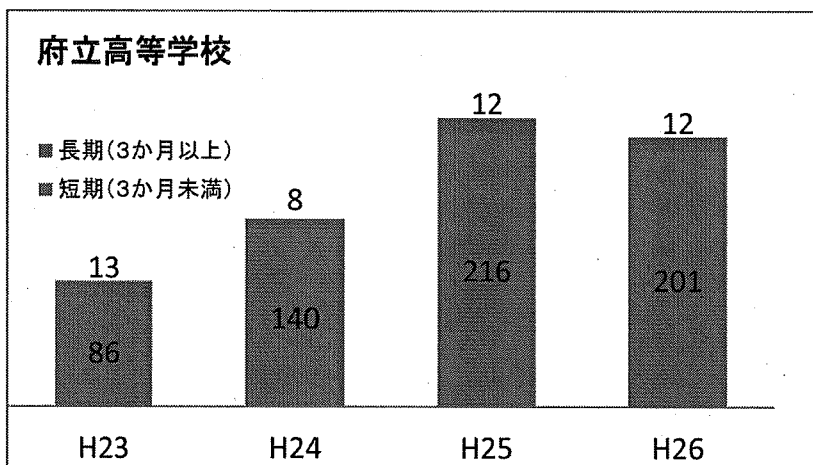
【伝統や文化を体験する授業を実施している学校の割合】

	H23	H24	H25	H26	府立高校での取組例
小学校	100%	100%	100%	100%	茶道(全校)、華道、和歌
中学校	100%	100%	100%	100%	きもの、郷土伝統芸能 等
高等学校	100%	100%	100%	100%	

- ・全ての学校において京都の伝統や文化を体験する授業を実施している。

重点目標：社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ
施策の方向性：国際理解教育の推進

【高校生留学者数】



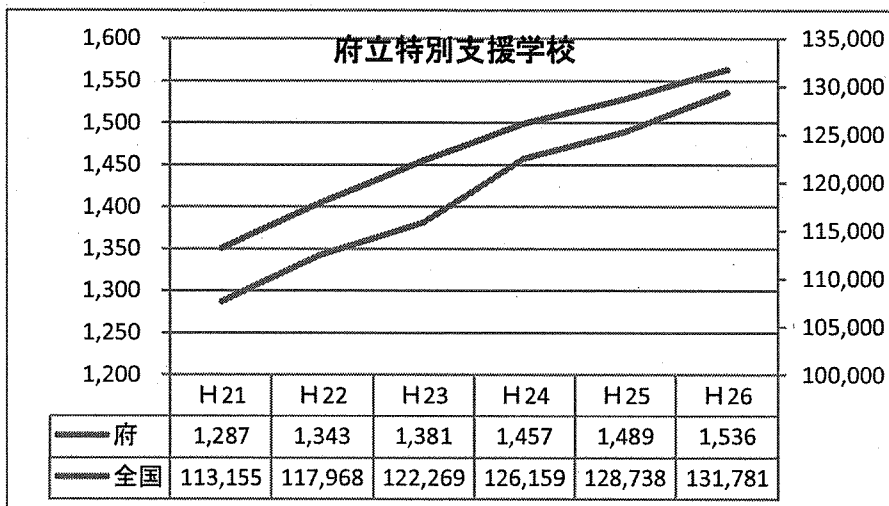
- ・府立学校生徒の留学者はH23と比べ2倍以上となっている。

●グローバル化が進展する中、外国語でのコミュニケーション能力はもちろん、伝統文化への理解を深め、国際人として活躍できる人材の育成が必要
 ●外国語でのコミュニケーション能力を高めるためにも、留学中の単位取得を可能にするなど、留学しやすい環境づくりが必要

4 特別支援教育の充実

重点目標：一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす
施策の方向性：特別支援教育の充実

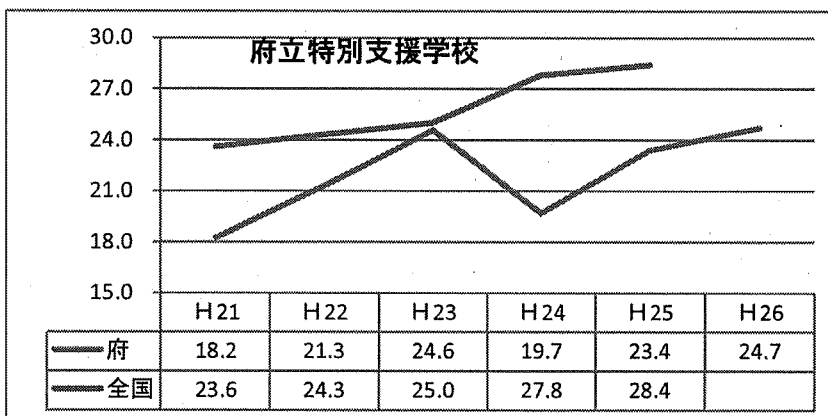
【特別支援学校児童生徒数の推移】



・特に、府南部地域の特別支援学校児童生徒の増加が著しい。

- 児童生徒の増加に対応するための教員の資質向上や支援体制の充実が必要
- 南部特別支援学校児童生徒数の増加への抜本的な対応が必要

【特別支援学校生徒の就職率】



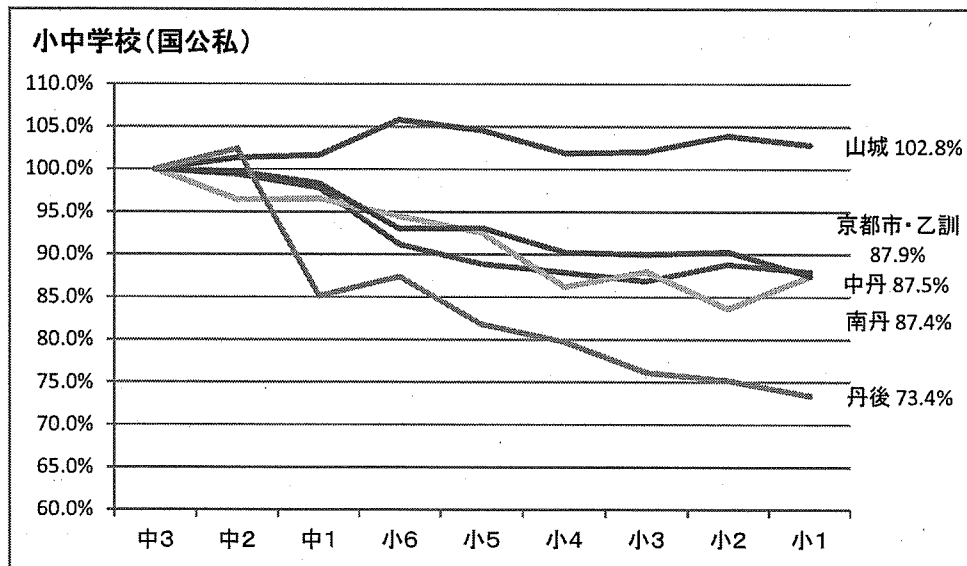
・いずれの年度においても全国平均を下回っている。

- 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた更なる取組が必要
- 企業ニーズや時代の変化に対応したキャリア教育の充実が必要
- 労働・福祉分野、企業とのネットワークづくりが必要

5 少子化への対応

重点目標：一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす
施策の方向性：魅力ある学校づくりの推進

【学年別・地域別児童生徒数H26. 5. 1(中学3年生を100とした場合の比率)】



- ・山城地域では、各学年ほぼ横ばいとなっている。
- ・山城地域以外では、学年が下がるにつれて児童生徒数が少なくなる。

●学校の小規模化に対応するための学校の在り方の検討や地域と連携した学校運営が必要

京都府内私学の生徒・園児数の推移

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
高等学校 (全日制・定時制)	31,314	30,178	29,524	28,650	28,390	27,923	28,091	27,785	28,642	29,445	30,886
(対前年度比)	-3.0%	-3.6%	-2.2%	-3.0%	-0.9%	-1.6%	0.6%	-1.1%	3.1%	2.8%	4.9%
中学校	8,283	8,604	8,557	8,715	8,611	8,646	8,425	8,403	8,346	8,480	8,476
(対前年度比)	2.4%	3.9%	-0.5%	1.8%	-1.2%	0.4%	-2.6%	-0.3%	-0.7%	1.6%	0.0%
小学校	2,977	2,977	3,576	3,812	3,994	4,181	4,186	4,291	4,286	4,247	4,466
(対前年度比)	-0.3%	0.0%	20.1%	6.6%	4.8%	4.7%	0.1%	2.5%	-0.1%	-0.9%	5.2%
幼稚園 (非学法令含む)	29,002	28,721	28,611	27,981	27,469	26,913	26,595	25,840	25,920	25,416	24,820
(対前年度比)	0.8%	-1.0%	-0.4%	-2.2%	-1.8%	-2.0%	-1.2%	-2.8%	0.3%	-1.9%	-2.3%

注 1 小・中・高校の生徒数は、生徒数調査（文教課調べ・毎年度5月1日時点）による。

2 幼稚園園児数は、1月始業日の数